

環境省政策評価結果の政策への反映状況

— 目 次 —

1. はじめに
2. 平成 20 年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表
3. 事前評価結果（平成 20 年 10 月から平成 21 年 9 月まで）の政策への反映状況
 - (1) 公共事業
 - (2) 規制関連

1. はじめに

- (1) 行政機関は、国民に対する行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、国民の視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 14 年 4 月施行。以下「法」という。）に基づき、政策評価を実施することとされている。

環境省においては、政策評価基本計画及び政策評価実施計画を策定し、「9 施策—40 目標」による施策体系のもとで政策評価を実施している。

具体的な施策は次のとおり。

- 施策 1 地球温暖化対策の推進
- 2 地球環境の保全
- 3 大気・水・土壌環境等の保全
- 4 廃棄物・リサイクル対策の推進
- 5 生物多様性の保全と自然との共生の推進
- 6 化学物質対策の推進
- 7 環境保健対策の推進
- 8 環境・経済・社会の統合的向上
- 9 環境政策の基盤整備

- (2) 政策評価の結果は、次年度の予算要求等政策へ適切に反映することが重要であり、法第 11 条の規定に基づき、以下のとおり評価結果の概要と政策への反映状況を取りまとめた。

なお、取りまとめの対象は、昨年度の報告からこれまで（平成 20 年 10 月から平成 21 年 9 月まで）の間に、総務省に提出、公表した政策評価書である。

- 平成 20 年 10 月 24 日 規制に関する事前評価書(平成 20 年度第 2 回)を総務省に提出、公表
- 平成 21 年 2 月 23 日 規制に関する事前評価書(平成 20 年度第 3 回)を総務省に提出、公表
- 平成 21 年 2 月 24 日 規制に関する事前評価書(平成 20 年度第 4 回)を総務省に提出、公表
- 平成 21 年 3 月 2 日 規制に関する事前評価書(平成 20 年度第 5 回)を総務省に提出、公表
- 平成 21 年 3 月 3 日 規制に関する事前評価書(平成 20 年度第 6 回)を総務省に提出、公表
- 平成 21 年 8 月 31 日 規制に関する事前評価書(平成 21 年度第 1 回)を総務省に提出、公表
- 平成 21 年 3 月 30 日 公共事業に関する事前評価書(平成 20 年度第 2 回)を総務省に提出、公表
- 平成 21 年 8 月 31 日 公共事業に関する事前評価書(平成 21 年度第 1 回)を総務省に提出、公表
- 平成 21 年 8 月 28 日 平成 20 年度環境省政策評価書(事後評価)を総務省に提出、公表

2. 平成20年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 (1) 総括表

(単位:件)

分類	平成22年度予算要求へ反映した件数						平成22年度機構・定員要求へ反映した件数			施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			
	これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止又は中止	機構要求へ反映	定員要求へ反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)	第171回 (H21.1.28)	
		評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止										
施策等を対象に評価	10	0	9	9	0	0	8	6	7	6	3	1	1

- (注)
- 「評価対象政策の重点化等」とは、施策に含まれる個別事業の一部を縮小、中止等の見直しを行うとともに、新たな事業の実施や他の事業を充実する等により改善を行ったもの。
 - 上記件数の中には実績評価方式による事後評価及び事業評価方式による事後評価(成果重視事業)の両方が含まれている。

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況											
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映			⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価		⑪評価結果の今後の政策への反映等		
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)			
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止														
			<p>困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要であり、我が国として、引き続き国際的枠組みへの様々な形での関与を通じ、積極的な貢献をしていく必要がある。</p> <p>○グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、FTA/EPA条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。</p> <p>○アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。 (研究調査)</p> <p>○観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化、観測データ利用の促進。</p> <p>○より重要な分野への研究資源の配分強化、海外との連携強化。</p>												<p>ングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの検証を行う。</p> <p>○地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。</p> <p>究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。</p>
3	大気・水・土壌環境等の保全	<p>大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。</p>	<p>【大気環境の保全】</p> <p>○微小粒子状物質の環境基準に係る十分な検討、正確な環境濃度測定を行うための測定法の確立、常時監視体制の整備、生成機構や大気中の組成解明及び多岐にわたる排出源の把握に関する情報の整理、対策のあり方の検討。</p> <p>○大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。</p> <p>○環境負荷の少ない環境的に持続可能な交通（EST）を目指す取組の推進やモビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤の推進。</p> <p>○光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国内対策、国際的取組の実施。</p> <p>○自動車排出ガス規制の強化等自動車単体対策の推進。</p> <p>【大気生活環境の保全】</p> <p>○大気生活環境の保全について、騒音・振動・悪臭等近年の苦情傾向や国際動向等に対応した調査・研究及びそれを踏まえた対策の実施、地方公共団体・民間事業者等と連携し、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイ</p>	○	○	○				○	○	○			<p>【大気環境の保全】</p> <p>○微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、引き続き検討するほか、測定法の確立・普及、生成機構、排出源情報等の等の知見の収集・整理を行う。また、これまでに実施してきた粒子状物質全体の削減のための対策を踏まえ、今後のPM2.5に係る対策のあり方を検討する。</p> <p>○改正自動車NOx・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。</p> <p>○ESTの推進を自発的に目指す地域に対して、ESTモデル事業や普及推進地域での取組成果を提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁と連携して支援し、全国への普及展開を図る。また、平成21年度より、モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤に取り組む企業等に対し、エコ通勤社会実験等の支援を行い、MM普及促進を図る。</p> <p>○光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握のため常時監視の精度管理体制を構築するとともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。</p> <p>○ディーゼル重量車についてNOx排出量を09年規制(いわゆるポスト新長期規制)の3分の1程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車単体対策の検討を引き続き進める。</p> <p>【大気生活環境の保全】</p> <p>○大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積、嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境の「見える化」を図るための客観的な指標の開発、良好な感覚環境形成の全国的な展</p>

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況											
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等		
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)			
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止														
			<p>検討が必要。 ○食品中のカドミウム規格基準の見直し動向を踏まえた、農用地土壌汚染対策地域に係る指定要件等の見直しの検討。</p> <p>【ダイオキシン類・農薬対策】 ○国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。 ○農薬について、生態系保全の充実に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実。</p> <p>【効果的な公害防止の取組促進】 ○効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発及びガイドラインに沿った産業界の取組状況のフォローアップが必要。また、平成20年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた公害防止を促進するための方策等の実施。</p> <p>【アジアにおける環境協力】 ○水質総量規制制度の東アジア諸国における適用性の確認及び東アジア諸国の国情や法整備を考慮した適用性の高い水質総量削減制度導入指針素案の策定。 ○アジア・諸国で発生している環境問題に対処するために、各国の伝統、文化等に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージ化として移転することにより、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指す必要。 ○特に経済成長の著しいアジアにおいて、途上国の喫緊の課題である環境汚染対策と世界全体の課題である温暖化対策とを同時に行うコベネフィット・アプローチの推進。</p>												<p>【アジアにおける環境協力】 ○東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量規制制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた適用性の高い水質総量規制制度導入指針を策定する。 ○グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。 ○アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。中国及びインドネシアとの二国間合意に基づくコベネフィット・アプローチの推進や、コベネフィットCDMモデル事業を実施。加えて、コベネフィット技術情報の収集・整理を行う。</p>

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況									
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止											
			<p>○産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB汚染物等や微量PCB混入廃電気機器等の適正な処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保、安全・安心な産業廃棄物最終処分場の確保が必要。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行うことが必要。</p> <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】 ○不法投棄等の対策については、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある事案の支障除去等事業を着実に進めるとともに、新たな大規模事案の発生等をさせないため、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を引き続き強化することが必要。 ○有害廃棄物の発生抑制・適正処理のため、製品の製造・使用段階を含めた管理を推進することが必要。 ○国際的な循環型社会の形成に向け、有害廃棄物等の不法輸出入を防止するため、アジア地域全体での監視体制を強化することが必要。</p> <p>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】 ○浄化槽の普及率は、平成15年度から平成19年度までの推移を見ると、8.1%から8.8%へと向上したにとどまっており、廃棄物処理機基本計画に示されている平成24年度に普及率12.0%の達成は難しい状況にある。 ○単独処理浄化槽は平成13年度から新規設置を禁止して以来、設置基数は減少しており、平成19年度は年間約32万基減少したが、合併処理浄化槽と合わせた全設置基数のうち、未だ約67%を占めているため、合併処理浄化槽への転換をより一層推進していく必要がある。 ○浄化槽法第11条に基づく定期検査（以下「11条検査」という。）の受検率は、平成19年度に25.7%と平成18年度に比べて1.9ポイント増加し</p>										<p>【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】 ○産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB廃棄物処理推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】 ○不法投棄等の対策については、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。 また、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を強化するため、衛星画像を活用した取組等を推進する。 ○製品の製造・使用段階を含めた有害廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を推進する。 ○国際的な循環型社会の形成に向け、アジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化と適切な国際資源循環の確保を図る。</p> <p>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】 ○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備など、先駆的な取り組みを行う自治体について、国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っていく。 ○浄化槽シンポジウム、ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。</p>

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況									⑩評価結果の今後の政策への反映等	
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映			⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価				
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止													
			たものの、低い水位で推移しており、今後も法定検査の受検率向上に向けた取組をより一層推進していく必要がある。											
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。	<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <p>○依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の理立てや農地・林地の耕作等放棄が依然進行していることなどから、第三次生物多様性国家戦略に示された4つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた生物多様性の状況把握と保全のための対応、国民への普及広報及び多様な主体の参画促進が必要。</p> <p>○生物多様性条約第10回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的取組を一層充実させることが必要。</p> <p>○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を実施することが必要。</p> <p>【自然環境の保全・再生】</p> <p>○国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法の検討が必要。</p> <p>○地域の多様な主体の参画による自然再生事業の着実な実施が必要。</p> <p>【野生生物の保護管理】</p> <p>○レッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集。</p> <p>○種の保存法に基づく捕獲等の規制や希少種の流通の適正化や、トキの野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等のさらなる推進。</p> <p>○鳥獣保護法に基づく具体的施策や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施</p>	○	○	○	○	○	○	○			<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <p>○第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。平成20年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。</p> <p>○引き続き生物多様性条約第10回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元（愛知県、名古屋市）との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進める。</p> <p>○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を進める。</p> <p>【自然環境の保全・再生】</p> <p>○自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。</p> <p>○世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。</p> <p>○自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援の充実を検討する。</p> <p>○多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、生物多様性の保全と持続的な利活用モデルとして「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案する。</p> <p>○地域と共生し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。</p> <p>○国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。</p> <p>【野生生物の保護管理】</p> <p>○レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。</p> <p>○トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外</p>	

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況									
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止											
			<p>○渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等の国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の登録や保全等の推進。</p> <p>○新たな形質の遺伝子組換え生物による生物多様性への影響評価の適切な実施の推進。</p> <p>○特定外来生物の国内での定着防止や定着したものの防除のさらなる推進。</p> <p>【動物の愛護及び管理】</p> <p>○ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。</p> <p>○動物愛護センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくための、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加、都道府県等による動物の適正譲渡の推進とそのための施設整備に関する支援。</p> <p>○動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。</p> <p>○動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及啓発の強化。</p> <p>○ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格及び体制の整備。</p> <p>【自然とのふれあいの推進】</p> <p>○国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。</p> <p>○地域資源の持続的な保全・活用（エコツーリズムの推進）及び情報提供の質及び利便性の向上。</p> <p>○環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的推進。</p> <p>○温泉法の改正内容等の適正な運用の推進。</p> <p>○温泉の持続的かつ適正な利用を図り、また魅力ある温泉地づくりを支援するための取組の推進。</p>										<p>保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。</p> <p>○鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。</p> <p>○ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。</p> <p>○遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。</p> <p>○特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。</p> <p>【動物の愛護及び管理】</p> <p>○動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。</p> <p>○再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加（前年度比10増加の70自治体）、システムのより一層の充実（相互リンクの充実等）を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。</p> <p>○都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。</p> <p>○マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。</p> <p>○ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。</p> <p>○ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。</p> <p>○ペットフード安全法施行のための体制整備を行う。</p> <p>【自然とのふれあいの推進】</p> <p>○パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達が感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供する。</p> <p>○エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、全体構想の認定地域に対する重点的広報等を総合的に実施する。</p> <p>○環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材等の自然素材の活用等にも配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的な推進を図る。</p> <p>○温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。</p> <p>○温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査のや大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を継続実施する。</p>

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況									
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)	
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止												
6	化学物質対策の推進	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中の化学物質の実態調査の推進・強化及びナノ粒子の人や生物へのリスクの把握が課題。 ○環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法の改善と、より様々な分野においてリスク評価結果の活用を促進していくことが課題。 ○製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施することが課題。 ○環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするため、疫学調査等をはじめとする小児環境保健に関する調査研究を推進していくことが課題。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、第171回通常国会に提出した改正化審法案に基づき、既存化学物質等のスクリーニング・評価と、環境影響の懸念が高い化学物質の管理を推進することが課題。 ○Japanチャレンジプログラムについては、スポンサーの協力の下、安全性情報を収集するとともに、さらにスポンサー登録数を増やすことが課題。併せて、J-CHECKについては、引き続き掲載内容の充実を図ることが課題。 ○国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。これらと併せて、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していくことが課題。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ファシリテーターや事業者の自主的な環境リスク評価等の支援を行うための人材の確保が課題。 ○化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大が課題。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SAICMに係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導が課題。 ○水銀規制に関する条約制定に向けた国際的議論の主導及び対応が課 	○	○	○	○	○	○				<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ粒子の人や生物へのリスクを調査する。 ○環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。 ○製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。 ○環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査(コホート調査)等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化審法については、今後、改正法に基づき、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進める。これは、WSSD2020年目標の達成に向けての施策としても進める。 ○Japanチャレンジプログラムについては、平成20年8月に取りまとめた中間評価に基づき、改正化審法案の検討状況を踏まえつつ、今後の方針について検討する。 ○国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していく。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たにファシリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材確保を図る。 ○地方開催を含め、引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。 ○廃棄物分野におけるパートナーシップのリードを務める等、水銀規制に関する条約制定に係る議論を主導する。 ○中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を平成21年度より本格実施する。 ○神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。 ○寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。 ○千葉市の事案について、物理探査等調査の結果確認された毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点について、掘削確認調査を実施するとともに、毒ガス弾が発見された場合に必要となる無害化処理実施に向け、技術的検討を行う。 ○ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況									⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				③H21年度予算要求への反映				⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価				
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止	⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止													
			<p>題。</p> <p>○関係各主体と連携し、諸外国との制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。</p> <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <p>○神栖市における緊急措置事業について引き続き実施するとともに、医療手帳交付者のうち小児を対象とした医療・福祉等多角的観点からの支援体制整備事業の継続実施が必要。</p> <p>○神栖市の事案について、高濃度汚染対策における地下水処理施設の本格稼働を行い、地下水モニタリングの状況を踏まえながら、対策効果の検証と着実な対策の実施が必要。</p> <p>○平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、土地所有者の要望に対応した未実施地域における環境調査の実施。</p> <p>○千葉市の事案について、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査(物理探査検知点の掘削確認)が必要。</p> <p>○ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明。</p>											<p>き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。</p>
7	環境保健対策の推進	<p>公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止すると共に、被害者に対して破、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。</p>	<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】</p> <p>○公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の未然防止。</p> <p>○幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の一層の推進。</p> <p>【水俣病対策】</p> <p>○公健法の認定申請者等の新たに救済を求める者への対応。</p> <p>○公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施、国家賠償請求訴訟やその他の訴訟への対応。</p> <p>○水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。</p> <p>○水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。</p> <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <p>○救済法の附帯決議において、政府は、健康被害の実態について十分調査・把握し制度の施行に反映させるよう努めることや、情報収集等を行い必要があれば施行後5年を待たずとも所要</p>	○	○	○				○	○			<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】</p> <p>○公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。</p> <p>【水俣病対策】</p> <p>○水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。</p> <p>○公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。</p> <p>○水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。</p> <p>○水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。</p> <p>○水俣病に関する調査研究を推進する。</p> <p>○水俣病被害者救済法等に係る業務体制を強化するために定員を増強する。</p> <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <p>○法施行後5年以内の見直しのため、一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業を実施する。</p> <p>【環境保健に関する調査研究】</p>

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況									
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止												
			<p>の見直しを行うこととされている。</p> <p>【環境保健に関する調査研究】 ○スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制整備の検討。 ○大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、化学物質の複合影響に関する調査研究の一層の推進。 ○電磁界・熱中症・紫外線に関する更に広い普及啓発。</p>										<p>○スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。 ○大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する文献調査等を行う。 ○健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行う。さらに、熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。</p>
8	環境・経済・社会的統合的向上	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出す。	<p>【経済のグリーン化の推進】 ○事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となるような金融グリーン化の促進。 ○より効果的なグリーン購入の促進のための特定調達品目や判断の基準の見直し、小規模な地方公共団体のグリーン購入の取組の遅れへの対応。 ○環境配慮型製品の信頼性向上のための製品テストや検証制度、適切な環境の情報提供方法の検討。 ○引き続き、環境配慮の向上に資するような税制上の措置の実施に努めるとともに、環境税についても検討。 ○契約類型の追加を含む、更なる環境配慮契約の促進。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施、努力義務対象機関である地方公共団体等への普及促進。 ○エコ・アクション・ポイントについては、全国型のモデル事業では、多様な企業の参画を得た事業として本格展開し、幅広い国民の参加を促進する。地域型事業では、20年度モデル事業の成果を踏まえ、採択事業の周辺地域や関連事業者内での拡大等を通じて他地域での普及・拡大を図る。</p> <p>【環境に配慮した地域づくりの推進】 ○低炭素型の地域づくりをはじめとする環境に配慮した地域づくりの一層の支援、利用者のニーズに対応した情報提供、コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融の発展方策の検討、残された公害防止計画策定地域の公害の解消及び地域が抱える環境問題に的確に対応するための、総合的な計画制</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>【経済のグリーン化の推進】 ○環境配慮促進法の評価を踏まえた環境配慮型経営の促進に向けた取組の検討や、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組み等の環境金融に係る調査等を実施する。また、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進等を図る。 ○地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。 ○古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。 ○環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。 ○より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配布等による普及促進。 ○エコ・アクション・ポイントについては、21年度公募により採択されたモデル事業(全国型3事業、地域型6事業)の立ち上げや拡張・改良を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て本格展開していく。 ○また、グリーン家電の普及促進のため、エコ・アクション・ポイントを活用する。</p> <p>【環境に配慮した地域づくりの推進】 ○公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。 ○コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。 ○温対法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)策定マニュアル及び事例集を作成し、説明会を開催することで対象となる地方公共団体の支援を行う。</p> <p>【環境パートナーシップの形成】 ○地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催による</p>

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況										
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等		
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)			
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止													
			<p>度のあり方に関する検討、温対法の改正で義務となった地方公共団体全ての地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)策定を支援することが課題。</p> <p>【環境パートナーシップの形成】 ○NPO等の政策提言能力の向上、パートナーシップ形成に必要なプラザ等の体制・機能の充実、NPO等が経済的に自立した活動を展開し、パートナーシップ事業を形成するための支援が課題。</p> <p>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】 ○個々人の環境保全の意識の向上を具体的な行動に結び付けること、環境教育の地域間格差を解消するためのプログラム整備等、わが国における「ESD実施計画」の初期段階における重点的取組事項のうち「高等教育機関における取組」を充実することが課題。</p>											<p>NPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、NPO等が経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。</p> <p>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】 ○引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策(例えばコンソーシアムの運用を支援)を実施する。</p>
9	環境政策の基盤整備	<p>各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。</p>	<p>【環境基本計画の効果的実施】 ○各主体が連携した取組を進めることにより具体的な各施策の実効性を高めるとともに、各主体の積極的な取組や施策の効果を明確化することなどを通じ、環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが課題。</p> <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】 ○環境影響評価について、環境に対する新たなニーズに対する法の見直しを含めた対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上、事業者、行政、住民等の間での情報の共有やコミュニケーションの充実、手続を終了した案件のフォローアップ、SEAガイドラインを踏まえた取組の推進、より上位の計画や政策での環境保全上十分な環境配慮システムの導入が課題。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】 ○産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備を進める。また、中長期を見据えたナノテク技術開発や「21世紀環境立国戦略」などにおいて、環境エネルギー等日本の技術</p>	○	○	○				○			<p>【環境基本計画の効果的実施】 ○第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。</p> <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】 ○環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。環境影響評価について、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作りの推進、京都議定書目標達成計画や第三次生物多様性国家戦略等の施策動向を受け生物多様性等に関する新たな調査・予測手法の検討をするとともに、新たな事業分野における環境アセスメントの検討を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。SEAガイドラインの適用事例の積重ねなどを進めるほか、より上位の計画等の決定に当たってのSEAに関する検討を進める。また、フォローアップの充実、SEAガイドラインに基づく効果的なSEAの実施のため、体制を強化する。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】 ○平成18年3月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを毎年実施することとしている。 ○地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。 ○環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。 ○競争的研究資金について、その充実及び連携の強化を図る。</p>	

No.	施策名	①達成すべき目標	②目標達成に向けた課題	評価結果の政策への反映状況									
				③H21年度予算要求への反映			⑦H21年度機構・定員要求への反映		⑩施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			⑪評価結果の今後の政策への反映等	
				④これまでの取組を引き続き推進	⑤評価対象政策の改善・見直し		⑧機構要求への反映	⑨定員要求への反映	第169回 (H20.1.18)	第170回 (H20.9.29)	第171回 (H21.1.28)		
(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止												
			<p>力による経済成長と国際貢献が重視していることから、我が国の環境技術の情報を国内外問わず、発信することが必要。</p> <p>○競争的研究資金については、その充実及び連携等の強化が課題。</p> <p>○環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境や環境政策と社会・経済との相互関係等についての研究を進めることが課題。</p> <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <p>○すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい環境情報の電子的提供が課題。</p> <p>○環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。</p> <p>○環境情報戦略の実施のため、その体制の整備や関係府省との連携を構築することが課題。</p>										<p>○地域の環境研究・技術開発の活性化を図る。</p> <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <p>○環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。</p> <p>○環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。</p> <p>○環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。</p>
その他（成果重視事業の事業評価）	<p>個体識別措置推進事業</p> <p>逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するため、家庭動物等の飼養において、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の普及率向上を図る。</p>	<p>飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数については、目標頭数には到達していないものの、改正動物愛護管理法の施行、普及啓発事業による浸透、ペットショップにおける販売時でのマイクロチップ装着の増加などから、平成19年度末の131千頭から平成20年度末の217千頭へと着実に増加している。マイクロチップの挿入については、国民的な合意が得られつつあるが、さらに国民的な合意を得ていくために、関係機関の協力等も得つつ、今後ともさらに普及等を推進していく必要がある。</p> <p>地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した逸走動物等の飼い主発見体制の整備については、目標自治体数には到達していないものの、平成18年度末の国内における飼養動物ID登録先の統合、個体識別情報源情報システムの運用開始を踏まえて、平成19年度末の36自治体から、平成20年度末の60自治体へと着実に自治体の整備体制が整ってきている。さらなる体制整備を行っていく必要がある。</p>	○	○								<p>一般飼養者への普及啓発等をさらに進め、国民的合意の形成を進めていく。本事業は平成20年度で完了するものの、マイクロチップ普及の先進地域におけるモデル事業の実施等により具体的な効果、課題をとりまとめ、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのより一層の普及啓発を継続して実施する。</p>	

(1) 公共事業

(1) - 4 自然公園等事業

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
那須の森(仮称)保全整備事業	H20.12	H21-25	<ul style="list-style-type: none">・必要性: 自然体験活動拠点及び活動フィールド等として必要な施設・有効性: 誰でも自然観察・自然体験が出来るとともに、地域住民と都市部住民との交流促進を図る・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過・その他: 自然・地球環境等への配慮の観点から、自然エネルギーの活用、国内森林資源(間伐材等)の利用徹底を図り、低炭素社会の構築に貢献等	本事業の評価内容を踏まえ、21年度新規事業として採択している。

(2) 新設規制

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
特定家庭用機器再商品化法施行令	対象品目の追加	H20.10	<p>改正案は、現在対象とされていない家庭用の機器の中から、改めて、家電リサイクル法の仕組みに基づきリサイクルを実施することが適当な品目を指定する上で必要となる経済性や小売業者による回収の円滑性等の要件を満たす品目について追加するものであり、社会全体としては、現行よりも更に資源の有効利用が実現すると考えられる。品目追加にあたっては、製造業者等や小売業者、中古品業者等への影響も予想されるが、現行における回収の実施体制の活用が可能な点等を踏まえれば、得られる便益との関係ではその影響は限定的である。</p> <p>一方、代替案においては、改正案よりも、対象品目が多く、より高い水準での再商品化を求めることとなることから、廃棄物の減量や資源の再利用の点からは改正案より優れると言えるが、追加される電子レンジ及びマッサージチェアに関しては、消費者からの回収が困難、あまり金属の回収が見込めない等の点から、再商品化等の実施に当たって非効率な面があることから、総合的に見れば、不経済になるおそれがある。</p> <p>以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>	評価の結果を踏まえ、施行令の一部を改正した。 (施行:平成21年4月1日)
	乾燥機能を有する電気洗濯機からのフロン類の回収・破壊		<p>現行の家電リサイクル法では既に、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫において同内容が義務づけられていること、また、HFCの排出抑制については国際的な協約である京都議定書で謳われ、国内のフロン回収破壊法や自動車リサイクル法などでも回収・破壊が義務付けられるなど強い社会要請が認められること等から、妥当である。</p>	
	再商品化等基準の引上げ・新設		<p>改正案における再商品化等基準の引上げの程度は現行の技術水準等を踏まえた妥当な範囲での設定となっており、製造業者等が既に基準を満たしていることも踏まえると、改正案による影響は限定的である。</p> <p>一方、代替案においては、再商品化等の達成率が資源相場の変動という製造業者等の関与しがたい外部要因によって大きく左右されることを踏まえれば、製造業者等において、外部要因の変化によらず基準を達成するための手解体工程の徹底的な増加による人件費の負担や相当に高性能な設備の導入が必須になるなど追加的な費用負担の発生が想定され、得られる便益以上に費用等の増加が見込まれることから、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。</p> <p>以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大	H21.2	<p>本改正案により、新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生するが、業務部門を中心としたカバー率の向上により、制度の目的である国民の排出抑制のための気運の醸成、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与すると考えられる。</p> <p>改正案と代替案については、代替案の方がより対象事業者数の増加は大きいものの排出量カバー率の向上は小さく、一方、代替案は事業者及び行政にとってより多くのコストを必要とするものであり、費用対効果の面から改正案が有効であると考えられる。</p>	<p>評価の結果を踏まえ、施行令の一部を改正した。 (施行:平成21年4月1日) ただし、第二条の規定は平成22年4月1日から施行。</p>
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策	H21.2	<p>【費用面】 両案の費用を評価したところ、追加的な費用は本改正案の方が代替案よりも少なく、優れている結果となった。</p> <p>【便益面】 両案の便益を評価したところ、追加的な便益に大きな差は認められないと判断される。</p> <p>【結論】 改正案を選択することが妥当と評価される。</p>	<p>評価の結果を踏まえ、法の一部を改正した。 (公布:平成21年5月20日)</p>
	公園事業の執行に関する規定の整備		<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、公園事業者に事業を適正に執行し、施設の廃屋化等を生じさせないよう促すことが考えられるが、この場合、事業者による事業の適正な執行を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴う遵守費用等は新たに生じないことから、本措置が過度な負担であるとは言えない。</p>	
	特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充		<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、特別保護地区に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また特別地域に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	
	海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地区内の行為規制の項目の拡充		<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中公園地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律	海域における利用調整地区制度の創設	H20.3	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促すことが考えられるが、この場合、利用調整地区への立入制限を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い認定申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	評価の結果を踏まえ、法の一部を改正した。 (公布:平成21年6月3日)
	生態系維持回復事業の創設		代替案として、環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとすることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。	
	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地域内の行為規制の項目の充実		代替案として、行政指導及び普及啓発等により、原生自然環境保全地域内及び自然環境保全地域の特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、原生自然環境保全地域に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また自然環境保全地域の特別地域に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
	海中特別地区の海域特別地区への変更及び海域特別地区内の行為規制の項目の拡充		代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
	生態系維持回復事業の創設		代替案として、環境大臣の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとすることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
土壌汚染対策法の一部を改正する法律	土地の形質の変更に関する届出制の新設	H21.2	近年、マンションや宅地の敷地内で土壌汚染が発見され、その調査及び対策のため、建物を撤去せざる得なくなるといった事案が発生しているが、本制度を新設することにより、建物を建てる前の土地の形質変更(基礎工事)段階で土壌汚染の有無を確認できることとなり、当該調査及び対策に係る費用が削減可能となる。	評価の結果を踏まえ、法の一部を改正した。 (公布:平成21年4月24日)
	規制区域の汚染土壌の搬出に関する届出制の新設		近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、こうした汚染土壌の不適正な処理を防止することが可能となる。また、管理票の導入により、原因者の特定も容易となる。管理票及び搬出の届出に必要な事務は、簡易なものであり、汚染土壌の不適正な処理がおこなわれてしまった場合に必要の処理費用に比べ、遙かに少ない費用で対処できるものである。	
	汚染土壌処理業に関する許可制の新設		近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、無許可業者による不適正な処理及び不法投棄行為を防止することが可能となる。	
	指定調査機関の指定に関する更新制等の新設		近年、指定調査機関に対する技術能力不足を指摘する声があることから、この制度を新設することにより、指定調査機関の技術的能力の確保が図ることができることとなる。指定調査機関の技術能力が欠如していた場合、同機関に調査を依頼する土地の所有者等が被害を被ることから、指定調査機関の技術力を一定以上に保つ必要がある。	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律規制に関する法律施行令	製造、使用、輸出入を制限する残留性有機汚染物質の指定に関する措置の新設・拡大	H21.9	本改正案では、第一種特定化学物質・規制の対象となる含有製品の追加等を行うが、化審法に基づく措置であり、第一種特定物質の選定基準等規制手法等の措置の枠組みそのものは変更していない。また、化学物質の指定や製品の指定は、関係審議会の審議の結果を反映させるものである。したがって、規制の手法についての代替案は想定しない。 一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値については、代替案として閾値を10トンとすることが想定される。	評価の結果を踏まえ、施行令を改正することとした。